

函 都 第 182 号

令和元年8月30日

軽井沢区長 渡邊一英 様  
ダイヤモンド区長 吉原英文 様

函南町長 仁科喜世志



質問状に対する回答

令和元年8月13日に提出されました質問状に対する回答は、下記のとおりです。

記

回 答 別紙のとおり

担当 都市計画課

電話 979-8117

## 別紙

### 質問 1

函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第9条に基づく届出先を、株式会社トーエネックと株式会社ブルーキャピタルマネジメントの両社であることを了解して頂きたい。

### 回答

函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下、「条例」という。）の附則の経過措置に基づき、条例第2条に定義されている設置事業者である株式会社ブルーキャピタルマネジメントと発電事業者である株式会社トーエネックの両者に届出を求めています。

ただし、条例第9条第1項の規定による届出及び同条第3項の事業実施の同意については適用できないものと判断しております。その理由については、質問2の回答で詳細を説明させていただきます。

### 質問 2

当該条例をブルーキャピタルマネジメント社や株式会社トーエネックに適用する上で、「遡及的とは何を意味するのか。」「何が遡及に当たるのか。」まだ、事業に着手していないのにどうして遡及が問題になるのか。

### 回答

条例第9条第1項では、届出は、「事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに」届け出なければならないと規定されています。両事業者は、一連の事業として発電設備の設置と同設備による発電を行うもの

で、条例施行日以前に森林法に基づく林地開発行為の申請（平成30年10月31日付け）がされていることから、条例第9条第1項の届出は適用できません。

従って、条例第9条第3項に規定されている事業を実施しようとするときの町長の同意も適用できないと判断しており、適用できない条文を、期日を遡って適用させることが遡及に該当すると考えます。

また、着手していないのにどうして遡及が問題になるのかについて、町は法令の規定に基づく許認可等の申請日又は届出日をもって、事業を実施しようとするときと判断していることから、この事業は既に事業を実施しているものと考えます。